



埼玉県報

第192号
令和3年(2021年)
3月19日
金曜日

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域総務課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 川口市戸塚環境センター施設整備事業環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業出納取扱金融機関の指定（福祉政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 児玉土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 土砂災害特別警戒区域の解除（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- 東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道堀兼根岸線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道堀兼根岸線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道幸手境線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「別表第二」を「法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置を採つたときは、別表第二により算定した額とし、同号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置を採つたときは、別表第三」に改める。

別表第二中「被措置児童及び」を「措置児童及び」に改め、「20歳以上の入所

C ₁	A階層並びにB ₁ 及びB ₂ 階層を除き前年分所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割
		等割のみ課税)
D ₁	A階層並びにB ₁ 及びB ₂ 階層を除き前年分所得税非課税世帯の年額であるもの額	15,000 円以下
D ₂		15,001 円以上 40,
D ₃		40,001 円以上 70,
D ₄		70,001 円以上 183,
D ₅		183,001 円以上 403,
D ₆		403,001 円以上 703,
D ₇		703,001 円以上 1,078,
D ₈		1,078,001 円以上 1,632,
D ₉		1,632,001 円以上 2,303,
D ₁₀		2,303,001 円以上 3,117,
D ₁₁		3,117,001 円以上 4,173,
D ₁₂		4,173,001 円以上 5,334,

者の世帯」を別表第三

D ₁₃	5,334,001 円以上	6,674
D ₁₄	6,674,001 円以上	

課税	C	A階層を除き当該年度の市町村民税の課税世帯であつて、そ 町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯 A階層及びC階層を除き当該年度の市町村民税の課税世帯であつて、そ 町の区分に該当する世帯	9,000 円以下
非課税(均)	D ₁		9,000 円以下
	D ₂		9,001 円以上 27,000 円
	D ₃		27,001 円以上 57,000 円
000 円以下	D ₄		57,001 円以上 93,000 円
000 円以下	D ₅		93,001 円以上 177,300 円
000 円以下	D ₆		177,301 円以上 258,100 円
000 円以下	D ₇		258,101 円以上 348,100 円
000 円以下	D ₈		348,101 円以上 456,100 円
000 円以下	D ₉		456,101 円以上 583,200 円
000 円以下	D ₁₀		583,201 円以上 704,000 円
000 円以下	D ₁₁		704,001 円以上 852,000 円
000 円以下	D ₁₂		852,001 円以上 1,044,000 円
000 円以下	D ₁₃		1,044,001 円以上 1,225,500 円
000 円以下	D ₁₄		1,225,501 円以上 1,426,500 円
000 円以下	D ₁₅		1,426,501 円以上

社

の市
)

害児入所施設」及び「肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関」並びに「同様の標準中の各項目の合計標準」の範囲である。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

同標準中の標準中の「平成18年10月1日以降において」並びに「第21条の5の3第1項」や「第21条の5の2」と並びに「なお、法第24条の2の規定により障害児施設に入所している児童等に係る費用徴収基準月額は、平成18年10月1日前のこの規則に基づく費用徴収基準月額とする。」及び「別に知事が定める軽減措置適用後の」並びに「並びに」の並びに「法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は」並びに「同様の標準中の各項目の合計標準」の範囲である。

7 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収基準月額は0円とする。

同標準中の標準中の「C₁又はC₂階層」や「C階層」並びに「D₁階層のうち所得税の額が8,400円」や「D₁又はD₂階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円」と並びに「同様の標準中の「その被措置児童に係る」や「その措置児童に係る」と並びに「（その被措置児童が別表第3により徴収を受ける場合には、当該被措置児童に係る費用徴収基準月額を控除した残額）」並びに「5」や「6」と並びに「同様の標準中の「D₁₄階層」や「D₁₅階層」並びに「D₁階層（所得税の額が8,400円）や「D₁又はD₂階層（市町村民税所得割の額が19,000円）」に改め、同表の備考1及び2を削る。

別表に次の一表を加える。

別表第 3 (第 29 条関係)

費用徴収基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		費用徴収 基準月額	
		入所施設	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	
B ₁	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	単身世帯 母子世帯等 在宅障害児（者）のいる世帯 その他の世帯	0 円
		B ₁ 階層を除く世帯	1,100 円
C	A階層を除き当該年度の市町村住民税の課税世帯であつて、その市町村住民税の額が均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,200 円	
D ₁ D ₂ D ₃ D ₄ D ₅ D ₆ D ₇ D ₈ D ₉ D ₁₀ D ₁₁ D ₁₂ D ₁₃ D ₁₄ D ₁₅	A階層及びC階層を除き当該年度の市町村住民税の課税世帯であつて、その市町村住民税の額が均等割の額に該当する世帯	1 円以上 12,000 円以下	3,300 円
		12,001 円以上 30,000 円以下	4,500 円
		30,001 円以上 60,000 円以下	6,700 円
		60,001 円以上 96,000 円以下	9,300 円
		96,001 円以上 189,000 円以下	14,500 円
		189,001 円以下 277,000 円以下	20,600 円
		277,001 円以上 348,000 円以下	27,100 円
		348,001 円以上 465,000 円以下	34,300 円
		465,001 円以上 594,000 円以下	42,500 円
		594,001 円以上 716,000 円以下	51,400 円
		716,001 円以上 864,000 円以下	61,200 円
		864,001 円以上 1,056,000 円以下	71,900 円
		1,056,001 円以上 1,238,000 円以下	83,300 円
		1,238,001 円以上 1,439,000 円以下	95,600 円
		1,439,001 円以上	99,000 円

備考 1 上表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD₁～D₁₅階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村住民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の

額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 上表における「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。

4 上表のB₁階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）」のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう。

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

(3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの障害福祉サービスに限る。）の受給者又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受

けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児

エ 国民年金法に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事が認定した世帯をいう。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の上表の費用徴収基準月額に10分の1を乗じて得た額をもつてその児童等の費用徴収基準月額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る費用徴収基準月額については、「入所施設に係る費用徴収基準月額＋入所施設に係る費用徴収基準月額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額(当該世帯における施設入所児童について、費用徴収基準月額が日割り又は通所施設に係る費用徴収基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の費用徴収基準月額の合算額に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下この表において同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を2で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を入所施設に係る費用徴収基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯に係る上限額を上回る場合は、入所施設に係る費用徴収基準月額は0円とする。

- 6 費用徴収基準月額が、その月におけるその措置児童に係る措置費又は入所世帯に係る措置費等の支弁額を超える場合には、上表及び5にかかわらず、当該支弁額とする。
- 7 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しない。
- 8 B₂階層と認定された世帯に属する措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、7と同様とする。

様式第一号の二及び様式第一号の三中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削る。

様式第一号の四から様式第一号の六までの規定中「(印)」を削る。

様式第一号の七から様式第一号の十一までの規定中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削る。

様式第二号中「(印)又は記名押印)」を削る。

様式第四号中「(印)」を削る。

様式第六号中「(印)又は記名押印)」を削る。

様式第七号中「(印)」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第八号の三から様式第八号の五までの規定中「(印)」を削る。

本年度 分 市町 村民 税	前年 分 所得 税
有・無	有・無

様式第九号中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削り、

本年 度 分 市 町 村 民 税
有・無
有・無
有・無
有・無

を
に改め、同様式の注意4中「所得税等」を「市町村民税等」

に改める。

様式第十号中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削り、同様式の注意5中「所

「給付金」を「市町村民税等」に改める。

様式第二十二号から様式第二十四号までの規定中「印」を削る。

様式第三十二号、様式第三十五号及び様式第三十六号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第三十九号の三、様式第三十九号の六から様式第三十九号の八まで、様式第三十九号の十、様式第三十九号の十一及び様式第三十九号の十四中「㊦」を削る。

様式第三十九号の十五中「(田印又は記名押印)」を削り、同様式の注意4中「所得税等」を「市町村民税等」に改める。

様式第四十号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十一号から様式第四十三号まで及び様式第四十六号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十八号中「(田印又は記名押印)」を削る。

所得税	課税	・	非課税
市町村民税	所得割課税・均等割課税	・	非課税
医療保険	有・無(種類)		

様式第五十七号中

を

市町村民税	所得割課税・均等割課税・非課税
医療保険	有・無(種類)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号の二から様式第一号の十一まで、様式第二号、様式第四号、様式第六号、様式第七号及び様式第八号の三から様式第八号の五までの改正規定、様式第九号の改正規定(「(田印又は記名押印)」及び「㊦」を削る部分に限る。)、様式第十号の改正規定(「(田印又は記名押印)」及び「㊦」を削る部分に限る。)、様式第二十二号から様式第二十四号まで、様式第三十二号、様式第三十五号、様式第三十六号、様式第三十九号の三、様式第三十九号の六から様式第三十九号の八まで、様式第三十九号の十、様式第三十九号の十一及び様式第三十九号の十四の改正規定、様式第三十九号の十五の改正規定(「(田印又は記名押印)」を削る部分に限る。)並びに様式第四十号から様式第四十三号まで、様式第四十六号及び様式第四十八号の改

正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第三の規定は、施行日以後の法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置に要する費用の徴収から適用する。

4 この規則の施行の際現に障害児入所施設又は法第二十七条第二項に規定する指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している本人又はその扶養義務者のうち、改正後の別表第三の規定により算出した費用徴収基準月額が改正前の別表第二の規定により算出した費用徴収基準月額を上回るものに係る費用徴収基準月額については、なお従前の例による。

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

埼玉県公安委員会規則第4号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1川越警察署の項中

川 越 中 央 交 番
川 鶴 交 番

を

「川 越 中 央 交 番」に、

名 細 交 番
福 原 交 番

を「名 細 交 番」に改め、同表東入間警察署の項中

「ふ じ み 野 駅 前 交 番
水 谷 交 番」を「ふ じ み 野 駅 前 交 番」

に改め、同表狭山警察署の項中

西 武 交 番
豊 岡 交 番

を

「西 武 交 番」に改め、同表東松山警察署の項中

「高 坂 駅 前 交 番
高 坂 西 交 番」を「高 坂 駅 前 交 番」に

改め、同表久喜警察署の項中

太 田 交 番
久 喜 駅 西 口 交 番

を

「久喜駅西口交番」に、

東	鷺	宮	駅	前	交	番	
鷺					宮	交	番

を「東鷺宮駅前交番」に改める。

別表第2秩父警察署の項中

中		川	駐	在	所
中	津	川	駐	在	所

を

「中川駐在所」に改め、同表小鹿野警察署の項中

「倉尾駐在所
長若駐在所」を「倉尾駐在所」に改め、

同表久喜警察署の項中

小		林	駐	在	所
清		久	駐	在	所

を

「小林駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座）」を「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞）」に、「少年サポートセンター所長」「児童虐待対策室長」を「児童虐待対策室長」に、「外事特別捜査隊長」を「外事対策室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百八十八号

埼玉県土地利用基本計画を令和三年三月十二日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

ふじみ野市の区域

別図のとおり、農業地域十八ヘクタールを縮小



告示

埼玉県告示第二百八十九号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	平成三十一年度地籍簿四冊区（入間川・富士見二丁目の各一部）	狭山第五十三地令和三年三月十五日	

告示

埼玉県告示第二百九十号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	証明
ときがわ町	令和元年度地籍調査第一冊大字雲河原の一十五日	雲河原一地区（令和三年三月十五日）	

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市戸塚環境センター施設整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境部新戸塚環境センター建設室

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

草加市市民生活部廃棄物資源課

越谷市環境経済部環境政策課

越谷市出羽地区センター

二 縦覧の期間

令和三年三月十九日（金）から令和三年四月二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

告示

埼玉県告示第二百九十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

出納取扱金融機関	取扱店舗
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県及び東京都内所在本支店

告 示

埼玉県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー川口芝店新築工事

埼玉県川口市大字芝字梅ヶ坪二百六十二街区二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

1 自動二輪車の出入り口が交差点に近いため、十分な視距が確保できるよう民地内の植樹は低木にすること。

2 来店経路について、別紙「来退店経路図（周辺）」に示した3箇所からの来店による交通渋滞が想定されるため、図示した箇所からの来店不可を示す誘導員の配置または案内看板の設置をすること。

二 縦覧期間

令和三年三月十九日から令和三年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告示

埼玉県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
児玉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があった。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻野 浩	埼玉県本庄市児玉町蛭川九十七番地一
同	毛呂 康男	同 児玉町上真下三百七十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井 弘	埼玉県本庄市児玉町上真下三百八十三番地一

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

令和二年埼玉県告示第千三百六十七号で公示した公共測量は、令和三年二月二十六日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

測量計画機関である国土交通省国土地理院から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県全域

四 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

令和二年埼玉県告示第七十二号で公示した公共測量は、令和三年二月二十六日終了した旨測量計画機関である上広瀬西久保土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

測量計画機関である飯能市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

飯能市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

飯能市大字岩沢地内

四 作業期間

令和三年四月一日から令和三年八月三十一日まで

告示

埼玉県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十九年埼玉県告示第四百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
1 根岸台三丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
2 根岸台三丁目	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第三百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―二四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番二十、二十二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千十四・二立方メートル

告示

埼玉県告示第三百一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年三月十七日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
横田地 翔	二級建築士	埼玉県知事登録第三二三八五号
宮坂 友大	二級建築士	埼玉県知事登録第三二一五五号

三 処分の内容

二級建築士の業務停止二月（令和三年五月一日から二月）

四 処分の原因となった事実

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項の規定に適合しない設計を行った。

告 示

埼玉県告示第三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

東松山市

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月二日から

令和六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流地区

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号、平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号、平成二十七年埼玉県告示千三百四号及び平成二十九年埼玉県告示第二百三十一号の事業地に沢口町及び殿山町を加える。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号、平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号、平成二十七年埼玉県告示千三百四号及び平成二十九年埼玉県告示第二百三十一号の事業地に沢口町及び殿山町を加える。

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百三号

蓮田市から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 堀兼根岸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字下双木一二六七番 四地先から同市柏原字下双木一 二六四番一地先まで		区 間
一八・四〇〇 三〇・〇三	一八・四〇〇 一八・四一	敷地の幅員 (メートル)
三五・一一		延長 (メートル)
狭山市柏原鳥之上土地区画整理事業 による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路 線 名	堀兼根岸線
供用開始の区間	狭山市柏原字下双木一・二・六・七番 四地先から同市柏原字下双木一 二・六・四番一地先まで
供用開始の期日	令和三年三月二十二日
備 考	令和三年三月十九日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三五・一一メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

<p>旧新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>久喜市高柳字溜井二九三五番二 地先から同市高柳字十王二三一 五番二地先まで</p>	<p>久喜市高柳字溜井二九三五番四 地先から同市高柳字十王二三一 五番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇五 三六・六四</p>	<p>六・二〇 六・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七一・四</p>	<p>二八九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧Aは久喜市道として引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>幸手境線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市東三丁目二一四三番五地先から 同市大字上吉羽字堤外一八七一番五地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年三月二十日 (午後二時)</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月三十日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十一号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長一六三五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和三年二月二十二日

指令越建セ第〇二〇一四一号

二 検査済証番号

令和三年三月十七日

越建セ第四一二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目二百四十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区大字本宿百四十七番地一ウォーター・フォーール七七一

B二〇三

平山 浩太郎

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和三年三月一日

指令越建セ第〇二〇〇九一号

二 検査済証番号

令和三年三月十七日

越建セ第四一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代一丁目七百番十二、七百番十三、七百番十四、七百番十五、七百二番二十六、七百二番三十五（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代一丁目二番六号

新井 隆一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和三年三月一日

指令越建セ第〇二〇二〇一号

二 検査済証番号

令和三年三月十五日

越建セ第四一六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南二丁目四番地一 ウィンパレス鈴木Ⅱ番館二〇

六

稲原 輝